

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005(抄)

(平成17年6月21日)

(略)

第4章 当面の経済財政運営と平成18年度予算の在り方

(略)

2. 民需主導の経済成長を確実なものにするために一活性化のための政策転換

(略)

(2) 金融システム改革

- ・利用者の満足度が高く、国際的に高い評価が得られ、地域経済にも貢献する「金融サービス立国」を実現するため、「金融改革プログラム」²⁰に基づき、別表2の(2)の施策等を「工程表」²¹に従って着実に実施する。

(略)

別表2の(2)

(金融システム改革の推進)

- ・金融実態に対応した利用者保護ルール等の整備・徹底、市場機能の充実とその信頼性の向上等の観点から、金融・投資サービスに関する横断的法制としての「投資サービス法」(仮称)について、金融審議会の「基本的考え方」を踏まえ、早期の法制化に取り組む。
- ・地域の再生・活性化と中小企業金融の円滑化等を促す観点から、中小・地域金融機関による間柄重視の地域密着型金融の一層の推進を図る。また、金融機関による担保・保証に過度に依存しない融資を促進する。
- ・我が国金融の質的向上や不良債権問題の再発防止等に資するよう、金融機関のガバナンスの向上とリスク管理の高度化のための監督上の枠組みを構築する。
- ・国際的な市場間競争の高まりに対応して、我が国金融市场をアジアの金融拠点とすることを視野に入れ、金融商品・サービスの多様化等の構造変化に対応した市場インフラの整備等を通じて、国際的地位の向上を図る。

「金融改革プログラム」のポイント

— 金融サービス立国への挑戦 —



平成16年12月
金融庁